

荒川区の皆様がご利用いただける

住宅改修のご案内

～ 住み慣れたわが家で安心して暮らすために ～

荒川区では、高齢の方を対象とした様々な住宅改修事業を実施しています。住み慣れた自宅での生活を継続するために、利用できる制度を活用して、現在の身体の動きに合わせた環境を整え、安心した生活を送りましょう。



給付の区分		主な改修項目
< A >	転倒防止給付	転倒しそうな場所への手すりの取付け これまで介護認定を受けたことのない方や、要介護認定申請の予定がない方が対象
< B >	住宅改修予防給付	手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の取替え、和式から洋式便器への取替え
< C >	住宅設備改修給付	浴槽の取替え
		流し・洗面台の取替え（要介護4・5で車椅子の方のみ） 和式から洋式便器への取替え（介護保険制度の改修に上のせ）
< D >	新設給付	2階以上の階から1階に居室を移すための新設工事
< E >	介護保険制度住宅改修給付	手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の取替え、和式から洋式便器への取替え

詳しくはパンフレットの中をご覧ください。

住宅改修給付項目一覧

【区の助成で行う高齢者住宅改修】

必ず事前に申請が必要。事前・事後の訪問調査あり。

	給付の 区分	対象 年齢	要介護 認定結果	改修の項目	支給限度基準額 支給限度基準額の 1 割 ～ 3 割の範囲で 自己負担があります。
A	転倒防止 給付 【P.2】	70 歳 以上	これまで介護の 認定を受けたこ とがない方	転倒しそうな場所への <u>手すり</u> の取付け	6 0,000 円
B	住宅改修 予防給付 【P.3-4】	65 歳 以上	非該当（自立） 要介護認定結果から 申請書提出日まで 6 ヶ月以内の方	手すりの取付け 扉の取替え 段差解消 便器の取替え 床材の変更 前記付帯工事	200,000 円
C	住宅設備 改修給付 【P.3-4】		要支援 1 ・ 2 又は 要介護 1 ～ 5 ただし、 については 要介護 4 ・ 5 であっ て、自宅で車椅子を利用する方のみ	浴槽の取替え * 深い浴槽を浅い浴槽に取り替える工事	379,000 円
				流し・洗面台の取替え * 車椅子で利用できるものに取り替える工 事	156,000 円
				便器の洋式化（訪問調査なし） * E 介護保険住宅改修給付(便器洋式化) の支給限度額を超える場合に、併用して 利用できます。	106,000 円
D	新設給付 【P.3-4】		要支援 1 ・ 2 又は 要介護 1 ～ 5 1 住宅あたり 1 回の利用のみ。 区内転居した場合で も、再度ご利用いた だくことはできませ ん	1 階の床の新設 (2 階以上の階から 1 階に居室を移すための工事。 1 階が以前に工場・店舗・事務所・診療所・テナント等の居室以外 の用途として使用されており、1 階に居室空間がない場合に 限る。 駐車スペースは給付対象外)	
		1 階床の新設		350,000 円	
		+		浴槽の新設	379,000 円
				流し・洗面台の新設	156,000 円
				便器の新設	106,000 円
* 床の新設にともない上記 ～ の新設給付を対象とすることがで きます。(① ～ は単独で新設を行うことはできません)					

【介護保険で行う住宅改修】

必ず事前に申請が必要。訪問調査なし。

E	住宅改修給付【P.5-6】	40歳以上	要支援1・2又は要介護1～5	手すりの取付け 扉の取替え 段差解消 便器の取替え 床材の変更 前記付帯工事	200,000円
---	---------------	-------	----------------	--	----------

費用負担等

上記の支給限度基準額の範囲で住宅改修に要した費用の1割～3割（被保険者の負担割合（ ）により異なります）と、支給限度基準額を超える金額が自己負担となります。

負担割合の判定基準についてはP8.「利用者負担の判定の流れ」をご覧ください。

* 貸家でも所有者の承諾書があればご利用できます。

* 住宅改修制度のご利用にあたっては、各種条件があります。該当のページにお進みください。

区の助成で行う手すりの取付け

転倒防止用手すりの取付けの概要

必ず事前に申請が必要

荒川区独自の助成制度です。70歳以上の方を対象としており、玄関・トイレ・浴室等自宅の転倒の危険性のある場所に、**手すり**を設置する費用の一部を補助します。

	給付の 区分	対象 年齢	要介護 認定結果	改修の項目	支給限度基準額 支給限度基準額の1割～3割 の範囲で自己負担があります。
A	転倒防止 給付	70歳 以上	これまで介護の 認定を受けたこと がない方	転倒しそうな場所への 手すり の取付け	60,000円

対象となる方

これまで介護保険の要介護認定を受けておらず、荒川区内に住所を有する70歳以上の介護保険被保険者（介護保険料の滞納者を除く）で、要支援・要介護認定申請を行っていない方。利用できるのは、原則として現在居住中の住民登録をしている住居のみで、1人1回です。過去に転倒防止給付を受けたことがある方は、区内へ転居した場合であっても対象外。

費用負担等

上記の支給限度基準額の範囲で手すり取付けに要した費用の1割～3割（被保険者の負担割合（ ）により異なります）と支給限度基準額を超える金額が自己負担となります。

【例：8万円の工事で1割負担の場合→区の補助は54,000円が上限となり、残りの26,000円が本人負担】
負担割合の判定基準についてはP8.「利用者負担の判定の流れ」をご覧ください。

*生活保護受給者の方は、支給限度基準額の範囲内の場合、自己負担はありません。

利用の流れ

必ず事前の申請が必要です。施工事業所は利用者が選び契約します。また、区の住宅改修給付は原則として「給付券方式」のみです。償還払い方式はありません。（P8住宅改修Q&A参照）

《申請者》

施工事業所への相談・見積依頼

荒川区に事業者登録のある【転倒防止用手すり給付券取扱事業者】に直接問い合わせください
（事業者一覧表は介護保険課の窓口、または荒川区ホームページでご覧いただけます）



《申請者》

申請書等の提出（施工事業所による代理申請可）

高齢者住宅改修給付申請書（転倒防止給付専用） 工事見積書 改修前の日付入り写真 図面（設置箇所記載）

《区》

区で内容の審査・決定

●審査には10日前後かかります。決定後、決定通知・給付券を本人宛てに送付し、施工事業所にも連絡します。



《申請者・施工事業所》

工事の実施・工事費用の支払い

●工事完了後に申請者は、施工事業所へ給付対象額の本人費用負担額（1割～3割）と支給基準限度額を超える金額を支払います。（お手元に届いた給付券と完了届は、施工事業所へお渡しく下さい）

《施工事業所》

施工事業所から介護保険課へ請求書等の提出

給付券 工事完了届 改修後の日付入り写真 住宅改修費に係る請求書



《区》 確認（工事終了後の書類提出）後、施工事業所の口座に住宅改修費（給付費）の振り込み

●施工状況の確認は基本的に写真等により行いますが、必要に応じて実地調査を行う場合があります。
●給付費は、原則として申請者の委任に基づき、区への請求から約1か月後に施工事業所の口座に振り込みます。

区の助成で行う住宅改修

必ず事前に申請が必要。事前・事後の訪問調査あり。

荒川区高齢者住宅改修給付事業(区の助成制度)の概要

荒川区独自の助成制度です。65歳以上の方を対象としており、介護保険の要介護認定の結果、

要支援1・2又は要介護1～5の方は「住宅設備改修給付」・「新設給付」

非該当(自立)となった方は「住宅改修予防給付」 条件があります。

	給付の 区分	対象 年齢	要介護 認定結果	改修項目	支給限度基準額 支給限度基準額の 1 割 ～ 3 割の範囲で 自己負担があります。	
B	住宅改修 予防給付 【P.3 ～ 4】	65 歳 以上	非該当（自立） 要介護認定結果から 申請書提出日まで 6 ヶ月以内の方	手すりの取付け 扉の取替え 段差解消 便器の取替え 床材の変更 前記付帯工事	200,000 円	
C	住宅設備 改修給付 【P.3 ～ 4】		要支援 1 ・ 2 又は 要介護 1 ～ 5 ただし、 については 要介護 4 ・ 5 であって、 自宅で車椅子を利用す る方のみ	浴槽の取替え * 深い浴槽を浅い浴槽に取り替える工事	379,000 円	
				流し・洗面台の取替え * 車椅子で利用できるものに取替え	156,000 円	
				便器の洋式化（訪問調査なし） * E 介護保険住宅改修給付(便器洋式化) の支給限度額を超える場合に、併用して 利用できます。	106,000 円	
D	新設給付 【P.3 ～ 4】		要支援 1 ・ 2 又は 要介護 1 ～ 5 1 住宅あたり 1 回の利用のみ。 区内転居した場合で も、再度ご利用いただ くことはできません	1 階の床の新設 （2 階以上の階から 1 階に居室を移すための工事。 1 階が以前に工場・店舗・事務所・診療所・テナント等の居室 以外の用途として使用されており、1 階に居室空間がない場合 に限る。駐車スペースは除く）		
				1 階床の新設		350,000 円
		+		浴槽の新設	379,000 円	
				流し・洗面台の新設	156,000 円	
				便器の新設	106,000 円	
* 床の新設にともない上記 ～ の新設給付を対象とすることが できます。（①～ は単独で新設を行うことはできません）						

対象となる方

介護保険の要介護等認定申請を行った荒川区内に住所を有する65歳以上の方(介護保険料の滞納がなく、給付制限を受けていないこと)で、高齢により身体機能に障害があるなどして日常生活が不自由であり、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる方。

(認定の結果により利用できる区分が異なります)。利用できるのは、原則として現在居住中の住民登録をしている住居のみで、各項目につき1回です(住宅改修予防給付の20万円は数回に分けて使うこともできます)。新設給付は1住宅1回の給付とし、転居した場合は対象外。

費用負担等

上記の支給限度基準額の範囲で住宅改修に要した費用の1割～3割(被保険者の負担割合()により異なります)と、支給限度基準額を超える金額が自己負担となります。

負担割合の判定基準についてはP8.「利用者負担の判定の流れ」をご覧ください。

生活保護受給者の方は、支給限度基準額の範囲内の場合、自己負担はありません。

区の助成で行う住宅改修の流れ

必ず事前の申請が必要です。施工事業所は、利用者が選び契約します。区の住宅改修給付費支給方法は「給付券方式」です。（償還払い方式はありません）

《申請者》 ケアマネジャー又は地域包括支援センターへの相談

B 予防給付

（非該当(自立)の方が対象） 条件あり

C 設備改修給付 ・ D 新設給付

（要支援 1・2 要介護 1～5 の方が対象）

《申請者》 施工事業所への相談・見積依頼

- 施工事業所を選ぶのは申請者自身です。必要に応じて複数の事業所に見積りをとるなど比較・検討し工事内容や費用等をよく確認しましょう。



《申請者》 工事前の申請書類（①～ ）を区の窓口へ提出（施工事業所代理申請可）

高齢者住宅改修給付申請書				
住宅改修が必要な理由書（「住宅改修が必要な理由書」 区 HP に掲載、又は申請書裏面理由欄）				
家屋所有者の承諾書（家屋所有者が申請者以外の方の場合に提出ください）				
工事計画書 訪問調査がある改修項目については、訪問調査終了後提出				☐
工事見積書（申請者名・住所を記載）				☐
工事計画図面（申請者名・住所を記載）				☐
改修前の日付入り写真				☐
施工事業所が作成する確約書（区に年度毎の提出が必要です）				☐
...荒川区ホームページに掲載あり ...ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員作成 ☐ ...施工事業所作成				

《区》 介護保険課による訪問調査

- 上記書類を確認後、区の職員がご自宅を訪問し、改修箇所及び本人の身体や介護の状況を確認します。
- 本人・家族、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員、施工事業所の方の立ち合いをお願いしています。 便器洋式化は訪問調査なし

《区》 書類の審査・決定

- 審査（給付券発送）には 10 日前後かかります。



《区》 「決定通知書・給付券・工事完了届（無地）」を本人宛てに送付

《施工事業所》 工事開始

- 決定通知書・給付券の内容確認後に工事を始めてください。送付の際、施工事業所への電話連絡も行います。



《施工事業所》 工事完了

- 施工事業所は給付券・完了届を申請者より受け取ります。
- 申請者は、工事費から給付費を引いた本人負担額を施工業者に支払います。

《施工事業所》 施工事業所から介護保険課へ請求書等の提出

給付券 工事完了届 改修後の日付入り写真 住宅改修給付費に係る請求書



《区》 工事完了確認後、施工事業所の口座に住宅改修費（給付費）の振り込み

- 工事完了の確認は基本的に写真等により行いますが、必要に応じて実地調査を行う場合があります。
- 給付費は、原則として申請者の委任に基づき、完了確認後およそ 1 か月以内に施工事業所の口座に振り込みます。

見積書等の内容に変更が生じた場合、必ず工事前に介護保険課へ連絡してください。
事前の申請内容と異なる工事を行った場合、支給できないことがあります。ご注意下さい。

介護保険で行う住宅改修

対象となる改修項目

必ず事前に申請が必要です。

手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事 * 便器に取り付けたり、浴槽縁に取り付けたりする、いわゆる建築工事を伴わない手すりは対象になりません。品目によっては「福祉用具の貸与」又は「購入」の対象になります。
段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くする／スロープを設置する／浴室の床をかさ上げる／通路等の傾斜を解消するなどの工事 * 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。また、掃き出し窓、縁側と地面との段差解消も対象となります。 * 取り付け工事を伴わないスロープや段差解消リフト、浴室用すのこは対象になりません。品目によっては「福祉用具の貸与」又は「購入」の対象になります。 * 階段昇降機やホームエレベーター等の設置は対象とはなりません。
滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更	居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する／浴室の床を滑りにくいものへ変更する／通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事 * 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。 * 階段床面にカーペットを張りつけたり取り外すことは、目的が「滑り防止」であれば、どちらも対象となります。 * 滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象とはなりません。 * 畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床）への変更も対象となります。
引き戸などへの扉の取替え	開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事。扉全体の取替えのほか、扉の撤去やドアノブの変更、戸車の設置も含む。 * 自動ドアにした場合、動力部分にかかる費用は対象となりません。 * 門扉も対象となります。 * 重い戸を軽くする改修も対象となります。
洋式便器などへの便器の取替え	和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きも含む。）へ取り替える工事 * 洋式便器の向きを変える工事も対象となります。 * 洋式便器を、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替える費用は対象とはなりません。 * 据え置き腰掛便座は「福祉用具の購入」で利用できます。
上記の改修に付帯する工事	● 手すり取付けのための下地の補強 ● 浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ● 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤整備 ● 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修 ● 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化工事を除く）、床材の変更

対象となる方

介護保険の要介護認定で、要支援 1・2、要介護 1～5 と認定された方で、自宅で自立した日常生活を送るために住宅改修が必要と認められる方

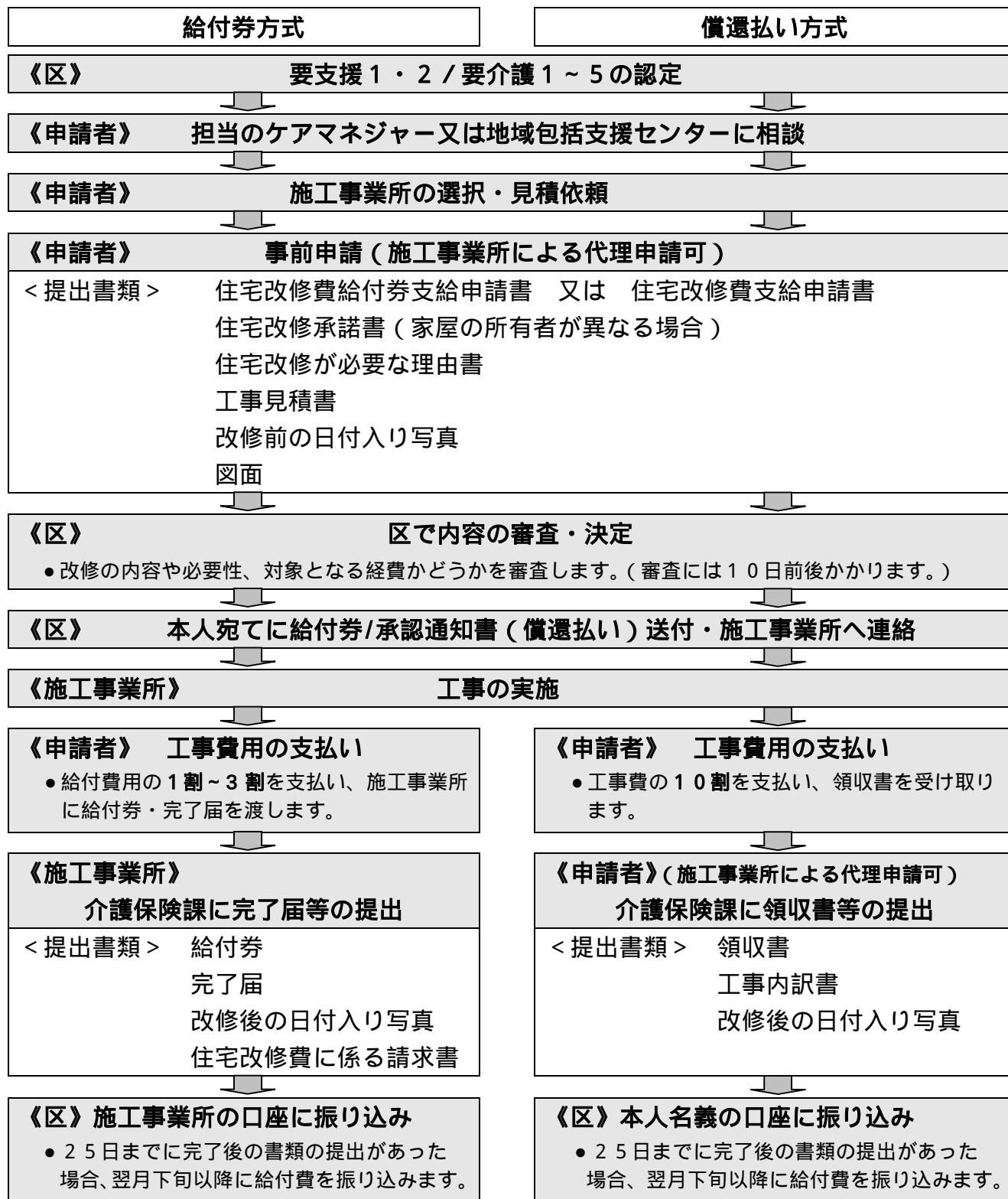
費用負担等

要介護状態区分にかかわらず、支給限度基準額を 20 万円（住民登録をしている住居についてのみ 1 回限り。）として、住宅改修に要した費用の 1 割～3 割（被保険者の負担割合（ ）により異なります。）が自己負担となります。20 万円を超える改修の場合は、超えた分も自己負担となります。1 回の改修で 20 万円を使い切らずに数回に分けて使うこともできます。

負担割合の判定基準については P8.「利用者負担の判定の流れ」をご覧ください。

介護保険で行う住宅改修の流れ

必ず事前の申請が必要です。施工事業所は、利用者が選び契約します。
住宅改修費の支給方法は、「給付券方式」と「償還払い方式」の2通りあります。



見積書等の内容に変更が生じた場合は、必ず事前に介護保険課へ連絡してください。
事前の申請内容と異なる工事を行った場合、支給対象とならないことがあります。
事前審査や完了確認の際、訪問して改修箇所を確認させていただく場合があります。
支給限度額がリセットとなり、再度住宅改修がご利用できるようになる場合があります。
詳しくはP9をご覧ください。

申請に必要な書類

●がついているものが必要となる書類です。
印の書式は荒川区ホームページに掲載しています。

	提出書類	作成者	区独自高齢者 住宅改修		介護保険 住宅改修		内 容 等
			転倒 防止 (手すり)	設 備 改 修	給付券 (方式)	償 還 払 い (方式)	
【工 事 前】	申 請 書	本 人	●	●	●	●	□ 所定の書式に記入・押印
	住 宅 改 修 が 必要理由書	ケアマネジ ャー/地域 包括支援セ ンター職員		●	●	●	□ 荒川区所定「住宅改修が必要な理由書」 の書式に記入(荒川区 HP に掲載あり) * 被保険者、住宅、福祉用具の導入等の 状況、工事種別、選定の理由等を記入
	承 諾 書	所 有 者	申請書 掲載欄 あり	●	申請書 掲載欄 あり	申請書 掲載欄 あり	□ 住宅所有者が申請者以外(配偶者・ 子・大家等)の場合に必要
	工 事 見 積 書	事 業 所	●	●	●	●	□ 工事箇所、内容がわかるもので材料 費・施工費・諸経費・消費税を区分し て記載 □ 押印、宛名は被保険者本人宛
	改 修 前 の 真 写	事 業 所	●	●	●	●	□ 撮影日の日付入りのもの □ 申請する改修箇所全て写っていること
	図 面	事 業 所	申請書 に掲載	●	申請書 に掲載	申請書 に掲載	□ <u>改修前</u> と <u>改修後(予定)</u> の図面 * 寸法・申請者名・住所の記入
	工 事 計 画 書	事 業 所 ・ 本 人		●			□ 荒川区所定の書式に記入・押印
	確 約 書	事 業 所	●	●			□ 確約書を提出(当該年度毎に提出が必要) □ 介護保険住宅改修については、給付 券取扱事業者登録の際に確約書等を提出
【工 事 後】	給 付 券	本 人	●	●	●		□ 給付券は本人の記名・押印
	完 了 届	事 業 所	●	●	●		□ 給付券とともに送付する用紙に記入
	請 求 書	事 業 所	●	●	●		□ <u>介護保険住宅改修及び転倒防止用手す り</u> については、荒川区所定の書式 □ 区の住宅改修給付は事業所の書式で可 事業所名及び代表者名を記載し、代表 者の印を押印する
	改 修 後 の 真 写	事 業 所	●	●	●	●	□ <u>工事後の日付入り写真</u> □ できるだけ改修前と同アングルで撮影
	領 収 書	事 業 所				●	□ 本人宛てのもの(原本を確認します)
	工事費内訳書	事 業 所				●	□ 見積書と同金額のもので押印が必要

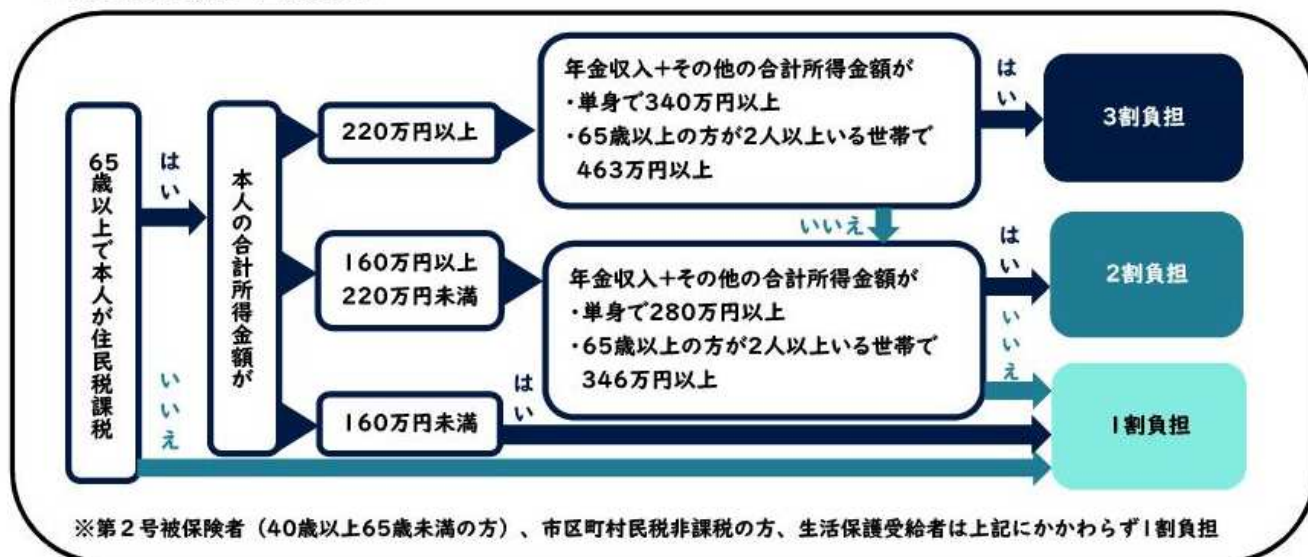
介護保険住宅改修と区の住宅改修の助成制度を併用する場合
それぞれに申請書・図面・写真等の書類が必要となります。
便器洋式化の場合、見積書は同じ内容で2部作成ください。
ユニットバスの場合、メーカー見積書・振分表を添付ください。

住宅改修 Q & A

Q1. 負担割合の1割～3割はどのように決まりますか？

A1. 原則として、介護保険の基準と同様に決定されます。判定基準は下記のとおりです。

■自己負担割合の判定基準



Q2. 支払方法にある給付券方式・償還払い方式とは？

A2. 給付券方式は、利用者が施工事業所に1割～3割の自己負担分を支払い、区から施工事業所に7割分～9割分を支払う方式です。なお、施工事業所は区に給付券取扱事業者登録がある場合のみ利用可能です。

一方、償還払い方式は、住宅改修後、利用者が一旦費用の全額を施工事業所に支払った後、7割分～9割分を利用者の口座に振り込み支給する方式です。施工事業所は登録が無い事業所でも利用可能です。

なお、荒川区の助成で行う高齢者住宅改修は、償還払い方式はご利用いただけません。

Q3. 現在、入院中だが、自宅に戻るための準備として、改修を行いたい場合はどうなりますか？

A3. 介護保険住宅改修給付においては、退院が決まった場合対象となります。ただし、その場合自宅に戻ってからの支給となります。（自宅に戻れなくなった場合は給付対象外）

区の高齢者住宅改修給付においては退院後訪問調査を行い、給付を判断します。

Q4. 借家でもこの制度を利用できますか？

A4. 所有者の方の承諾があれば、ご利用いただけます。

Q5. 改修工事をしている最中に利用者が亡くなったり入院した場合はどうなりますか？

A5. 工事完了後に、ご本人が住宅改修内容を活用されることが前提ですので、工事完了前に入院・入所等により、自宅に戻らない状況となった場合には給付金は交付できませんのでご注意ください。

Q6. 賃貸住宅でこれらの住宅改修補助を利用した場合、退去時の原状回復費用は区で出してもらえますか？

A6. 原状回復費用の経費は補助対象外です。

Q7. 介護保険住宅改修給付について、要介護状態が著しく重くなった場合の例外とは？

A7. 最初に住宅改修費の支給を受けた際と比較して、要介護度が著しく高くなった場合改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けられます。

ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要介護者について1回が限度です。なお、著しく重くなった場合の具体例は次のとおりです。

<u>初回の住宅改修給付を受けた時</u> 【要介護度】		<u>改めて支給を受けられる</u> 【要介護度】
要支援 1	→	要介護 3 以上
要支援 2 または 要介護 1	→	要介護 4 以上
要介護 2	→	要介護 5

ご注意ください

○ 以下のような場合は、介護保険や区の助成制度の対象とはなりません。

- ・ 新築やリフォーム、大規模な増改築工事の場合
- ・ 単なる老朽化や壊れたことによる修繕工事の場合
- ・ 趣味嗜好による必要以上に高価な材料や施工方法の場合
- ・ 既に工事を行ってしまった場合
- ・ 病院に入院中や、施設に入所中の場合

B～D 区の高齢者住宅改修給付→退院後訪問調査を行い、給付を判断します。

E 介護保険住宅改修給付 →退院等の予定が明らかで予め住環境の整備が必要な場合は区へご相談ください。

- ・ 事前の申請内容と異なる工事を行った場合（見積書等の内容に変更が生じた場合は、必ず事前に介護保険課へご相談ください。）

○ 対象となる改修項目や経費の内容は限定されているため、一体の工事であっても全ての費用が支給対象となるとは限りませんのでご注意ください。

住宅改修に関する申請・問合せ先

荒川区福祉部介護保険課介護給付係（荒川区役所 2 階 番窓口）

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03-3802-3111（内線 2432）

令和7年4月版